

## 山口学芸大学及び山口芸術短期大学における人を対象とする 研究倫理規準

### (目的)

第1条 山口学芸大学及び山口芸術短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費取扱規則（以下「公的研究費取扱規則」という。）第4条第3項に基づき、本学において、人を対象とする研究を倫理的観点から適切に遂行する上で求められる研究者の行動と態度の規準を定めることにより、研究等を倫理的に適切な形で推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規準において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、観察、調査及び実験等の方法を用いて、個人又は集団を対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データを収集及び分析し、その成果を公表する一連の作業をいう。
- (2) 「研究者」とは、研究に従事する全ての者（本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生を含む。）をいう。
- (3) 「研究支援者」とは、研究者を補佐し、その指導に従って研究活動に従事する者をいう。
- (4) 「研究対象者」とは、前号の研究者が実施する研究に対して、個人又は集団の情報・データを提供する者をいう。

### (研究倫理の原則)

第3条 人を対象とする研究は、個人の生命、尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法又は手段で、遂行されなければならない。

- 2 研究者及び研究支援者（以下「研究者等」という。）は、人を対象とする研究を計画する場合は、安心かつ安全な方法で、研究対象者の身体的及び精神的負担並びに苦痛を最小限にするよう留意しなければならない。
- 3 研究者等は、研究を実施するに当たり、研究対象者が身体的及び精神的苦痛を受ける可能性がある場合は、当該苦痛を最小限にとどめるよう努めるとともに、研究目的がそれに見合うものであるかどうかを事前に検討しなければならない。

### (研究者等の説明責任)

第4条 研究者等は、個人の情報・データを収集又は採取する場合は、その情報・データの収集方法について、あらかじめ研究対象者に説明しなければならない。

- 2 研究者等は、研究対象者が何らかの身体的及び精神的負担並びに苦痛を伴うことが予見される場合は、その予見される状況を研究対象者に説明しなければならない。
- 3 研究者等は、事前に研究方法について一部の説明を行うことができない正当な理由がある場合は、個人又は集団から情報・データを収集又は採取した後速やかにその事情を説明し、研究対象者の了解を得るよう努めなければならない。

### (インフォームド・コンセント)

第5条 研究者等は、個人の情報・データを収集又は採取する場合は、事前に研究対象者の同意を得ることを原則とする。

2 研究者等は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間中いつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

3 研究者等は、研究対象者が第1項に規定する同意能力がないと判断される場合は、当該研究対象者に代わる者から同意を得なければならない。

4 研究者等は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報・データを速やかに廃棄しなければならない。

5 研究対象者からの同意は、原則として書面により得ることとし、研究者等は、その記録を作成した年度の翌年度4月1日から起算して最低5年間保管しなければならない。

(個人情報取扱い)

第6条 研究者等は、研究実施に伴い研究対象者に関する個人情報を入手した場合は、学校法人宇部学園在学生等の個人情報保護に関する規則及び山口学芸大学及び山口芸術短期大学学生の個人情報保護に関する細則により取り扱うこととし、その管理に細心の注意を払わなければならない。

2 研究対象者に関する個人情報は、研究対象者の事前の同意を得ることなく、第三者に提供又は貸与してはならない。

(第三者への委託)

第7条 研究者等が、人を対象とする研究の実施に伴い、第三者に委託し、個人の情報・データを収集又は採取する場合は、この規準の趣旨を踏まえた契約を交わした上で、行わなければならない。

(研究倫理の理解)

第8条 研究者等は、山口学芸大学及び山口芸術短期大学における公的研究費取扱い規則、山口学芸大学及び山口芸術短期大学における公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為防止等に関する規程及び公的研究費の使用に関する行動規範を遵守するとともに、本学が実施する研究倫理教育を受講して、研究倫理についての理解を深めなければならない。

(倫理審査)

第9条 研究者等は、人を対象とする研究の研究計画又は公表予定原稿が倫理的観点から妥当性について、学長の承認を得なければならない。

2 前項に係る研究計画等の審査を行うため、人を対象とする研究倫理審査委員会を設置する。

3 人を対象とする研究倫理審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 この規準に関する事務は、事務部企画連携課が行う。

(雑則)

第11条 この規準に定めるもののほか、その他必要な事項は、山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費取扱い規則を準用する。

附 則

この規準は、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。